生命科学総合研究支援センター年報第 15 号

目 次

生命科学総合研究支援センターの改組	
理事・福学長(学術研究・情報担当)研究推進・社会連携機構 機構長	
野々村修一	1
継続性のある全学的な研究支援と地域社会への貢献を目指して	
科学研究基盤センター (旧生命科学総合研究支援センター) 長 田中香お里	1
	2
センターの理念と目的	3
センターの憲章・基本戦略	3
センター組織図	5
センター沿革	7
センター各分野所在地図	8
平成 29 年度活動状況	9
平成 29 年度支援状况	10
平成 29 年度岐阜大学公開講座	11
生命科学総合研究支援センター規程・運営委員会細則・教授会細則	12
研究推進・社会連携機構規程・科学研究基盤センター細則・運営委員会要項	Į.
教員会議要項	16
分野ごとの報告	
●ゲノム研究分野	23
●嫌気性菌研究分野	69
●動物実験分野	75
●機器分析分野	109
●放射性同位元素管理室	193
●抗酸化研究部門	207
編集後記	210

生命科学総合研究支援センターの改組



理事·副学長(学術研究·情報担当) 研究推進·社会連携機構 機構長 野々村修一

岐阜大学生命科学総合研究支援センターは、本年(2018年) 4月から研究推進・社会連携機構内に科学研究基盤センターとして新しく発足しました。

旧生命科学総合研究支援センターは、ご存知のように 2003 年に設置されて以来、岐阜大学の研究開発の支援を行う重要なセンターとなっています。現在は、ゲノム研究分野、嫌気性菌研究分野、動物実験分野、

機器分析分野、放射性同位元素実験分野の5分野と抗酸化研究部門から構成されています。

旧センターでは高度な測定機器等の共同利用による効率的な使用、維持管理や使用方法等の教育を担ってきました。生命科学総合研究支援センターの年報14号にも書きましたが、研究者にとって測定機器は「武士の刀」の様なものであると思います。本当に良い測定試料は、たまにしかできないことは多くの研究者が肌で感じていることです。いろいろな外的な要因により、良い試料を再現性良く得られることは稀です。私も真空を用いたプラズマCVD装置により太陽電池を作成していましたが、梅雨の時期には高い効率の太陽電池が得られませんでした。外部の水蒸気が装置の内部に付着し、不純物として半導体の中に取り込まれて、効率を低下させていました。良い試料が得られたときに、高度に調整された測定機器がいつでも使用できることは研究にとり重要なことです。つまり、千載一遇とも言える好機に、高度に調整された機器を使用できる環境を整えることが重要です。もちろん、機器の状態を高いレベルに保つには、高い研究レベルの研究者が調整し、維持管理を行う必要があります。

新しく改組により発足しました科学研究基盤センターでは、従来の研究支援を行う「基盤研究支援部門」とともに「先端研究推進支援部門」から構成されています。後者の部門では、田中センター長をはじめ、センターの先生方が先端的な研究を行うことにより研究力の向上を図ります。これにより、高い研究レベルの研究者による装置の調整・維持・管理を行える環境が実現できます。また、旧生命科学総合研究支援センターは部局でしたが、大学全体にサービスを行う研究推進・社会連携機構の中に設置されますので、全学的な視野でのサービスの強化も期待できるわけです。また、近隣の大学等や企業も含めた効率的な機器の共用も研究推進・社会連携機構の研究推進支援拠点に合わせて新設された「共用推進支援センター」と密に連携して行う予定です。

継続性のある全学的な研究支援と地域社会への貢献を目指して



科学研究基盤センター(旧生命科学総合研究支援センター)長 田中香お里

平素は生命科学総合研究支援センターの業務につきまして、ご協力とご支援をいただき有り難うございます。年報第15号(平成29年度版)をお届けします。当センターは、平成15年に、それまで主として関連する部局の研究設備として機能していたゲノム研究、嫌気性菌研究、動物実験、機器分析、および放射線同位体元素(RI)の施設が統合され、全学的な研究支援が可能な研究基盤センターとして設置されました。各

分野、機器・設備の共同利用の高効率化ときめ細かい管理により、より利用しやすく、安定性の高い研究・教育基盤の提供に勤めてきました。また、所属教員は自らも研究を行い、研究者の視点に立って、支援業務に従事しています。これまで部局の1つである生命科学総合研究支援センターとして業務を行ってきましたが、平成30年4月1日づけで、改組により研究推進・社会連携機構の研究推進支援拠点に配置され、科学研究基盤センターと改称されました。この第15号が生命科学総合研究支援センターとしては1つの区切りになりますが、全学的な支援業務については、更に強化して引き続き行っていきます。

ゲノム研究分野では従来の支援業務に加えてハンズオンセミナーを開催し生命科学研究に役立つ種々の器機や手法を紹介すると共に、利用者のニーズを発掘し受託解析の対象を拡大しています。嫌気性菌研究分野では、国内唯一の嫌気性菌に特化した施設として学内外を対象に嫌気性菌を用いる研究手法についてのコンサルテーション、嫌気性菌の同定、嫌気性菌感染症についての診断支援に加え、貴重な微生物遺伝資源の維持・利用をすすめる微生物遺伝資源保存センターの業務への支援を行い、動物実験分野では法令遵守のもと高度に管理・整備された環境を提供するとともに、ゲノム研究分野と連携した遺伝子改変動物の作成に取り組んでいます。機器分析分野では、設置機器による支援業務に加え、学内大型機器の効率的運用に向けた支援の拡大を視野に現状に照らした課題に取り組み、RI実験分野においては法令遵守のもと安全に施設を運営するとともに、RI実験手法についてのコンサルテーションや放射線取扱主任者資格取得希望者への受験支援を行っています。また、地域に貢献する大学として、ゲノム研究分野を中心として、岐阜県家畜保健衛生所や今後開設予定の県食品科学研究所(仮称)など地方自治体の研究施設にも支援を広げつつあります。

これまでも生命科学総合研究支援センターとして、全学的に幅広く多くの方々に利用していただいておりますが、今後も研究推進・社会連携機構 科学研究基盤センターとして、研究基盤・研究資源の提供を通して、より多くの方々に継続性のある研究支援を行い、また、地域社会にも貢献できるセンターを目指して努力して参りますので、ご理解とご支援の程、宜しくお願い申し上げます。

センターの理念と目的

1. 概要

岐阜大学における生命科学研究を積極的に推進させるために、機器の共同利用の高効率化と高精度 化により統合的な問題解決のための研究基盤を整備し、かつ人的・知的交流も活発化して学部や地域 を越えたハブとしての機能を発揮できるセンターを目指す。

2. 研究のサポート

- (1) 先端的研究を支える大型機器の共同利用(導入・維持・更新)
- (2) 特別管理された実験室の共同利用

3. 教育のサポート

- (1) 実験技術の普及と教育研究のレベルアップ
- (2) 安全管理と教育訓練

4. 社会への貢献

- (1) 岐阜県の科学教育の支援と市民の啓蒙活動
- (2) 地域との連携とベンチャービジネスの育成

5. 運営について

- (1) センター活動の学内外への広報と利用・受託サービスの拡充
- (2) 共同プロジェクトによる大型研究費の導入と利用負担金・受託研究費の有効利用

センターの憲章、基本戦略

平成 19 年 4 月 1 日

【憲章】

岐阜大学および地域における生命科学の教育・研究基盤拠点として機能する

生命科学総合研究支援センターは岐阜大学の理念に基づき、学内外の共同利用施設として生命科学分野を含めた総合的な教育・研究基盤となる設備、機器を整備し、かつ人的・知的交流も活発化して学部や学内外の枠を越えた「地域の知の拠点」としての機能を目指す。

- 1. 全学を対象に、生命科学を含めた総合的な専門知識、技術を習得し、安全管理、教育訓練を通じて高度な倫理観を身につけた人材を育成する。 【生命科学・安全教育】
- 3. 生命科学を軸に学部を超えた研究の融合、共同研究の展開を図り、競争的研究資金の獲得を目指す。 【全学的共同研究の推進】
- 4. 大学院連合に積極的に参加し、地域の特性を活かした独創的研究分野を開拓し、質の高い研究を推進する。
 【大学院連合による先端教育・研究の推進】
- 5. 地域における生命科学分野の教育、研究基盤施設として地域科学産業の振興に貢献し、研究資源・ 大型設備の学外への解放、共同・受託研究の展開等、産官学の融合を積極的に進める。

【地域の知の拠点形成】

- 7. 研究基盤整備の要求に加え、利用者負担や学外利用、機器の再生・利用拡大を進め、効率的かつ戦略的な経営と管理運営を行う。 【自助努力・リユースも踏まえた戦略的運営】

【基本戦略】

(1) 教育基本戦略:

- ・生命科学分野の講義・実習を通して全学的な教育支援を行う。
- ・教育目標達成に必要な基盤経費を確保し、配分する。
- ・教育環境を整備し、拡充する。
- ・各大学院のカリキュラムに添って、専門教育を積極的に協力・支援し、社会の要請に応える資質 能力を持った学生を育てる。
- ・岐阜薬科大学との連合大学院の充実に積極的に参加するとともに、生命科学を含めた総合的な教育環境を提供する。

(2) 研究基本戦略:

- ・目標を高くもち、世界レベルの研究を行う。
- ・研究の活性化を図り、世界トップレベルの研究を育てる。
- ・独自色のある研究を重視し、継続する。
- ・若手研究者を重視した組織構成に転換を図る。
- ・戦略的に特色ある研究を発展させる。
- ・岐阜薬科大学との共同研究、研究基盤の共同利用を進める。
- ・高い評価を受けている研究、将来性のある研究に資源を重点的に配分する。
- ・競争的環境にチャレンジする。
- ・科学研究費に全教員が申請し、より多く、より大型の研究費を獲得するよう務める。
- ・文部科学省以外のナショナルプロジェクトにも積極的に応募し、資金を獲得する。
- ・外部資金のための情報を収集し、推進に必要な最新の設備を整備して提供する。
- ・全学的研究支援センターとして整備する。
- ・戦略的・長期的・全学的見地から研究設備整備計画(マスタープラン)を立てる。

(3) 社会貢献基本戦略:

- ・シーズの開発、ニーズに対応して研究資源を学外に解放し、産業に貢献する。
- ・生命科学分野の研究基盤施設として地域の産業の振興と発展に貢献する。
- ・教職員は社会貢献に積極的に参画し、広い視野から地域に貢献する。
- ・地域住民に生命科学知識についての啓蒙活動を行う。
- ・大学の講義や施設・設備を地域住民に開放し、地域文化に貢献する。
- ・地域住民の文化活動と生涯教育に参加する。
- ・各種の学校への生命科学分野の教育支援を行う。

(4) 運営基本戦略:

- ・中期目標、中期計画を確実に実行する。
- ・評価を運営に生かす。
- ・透明、効率的、迅速な運営をする。
- ・全学的な研究水準の維持、向上に必要な基盤整備を要求するとともに、利用者負担等による自助 努力を進め、効率的な経営を行う。
- ・既存の設備・機器の再生、ネットワーク等による利用拡大を進め、リユースを図る。
- ・外部資金を獲得するため大学としての戦略を図り、研究基盤施設を整備し支援する。
- ・環境に配慮した運営をする。

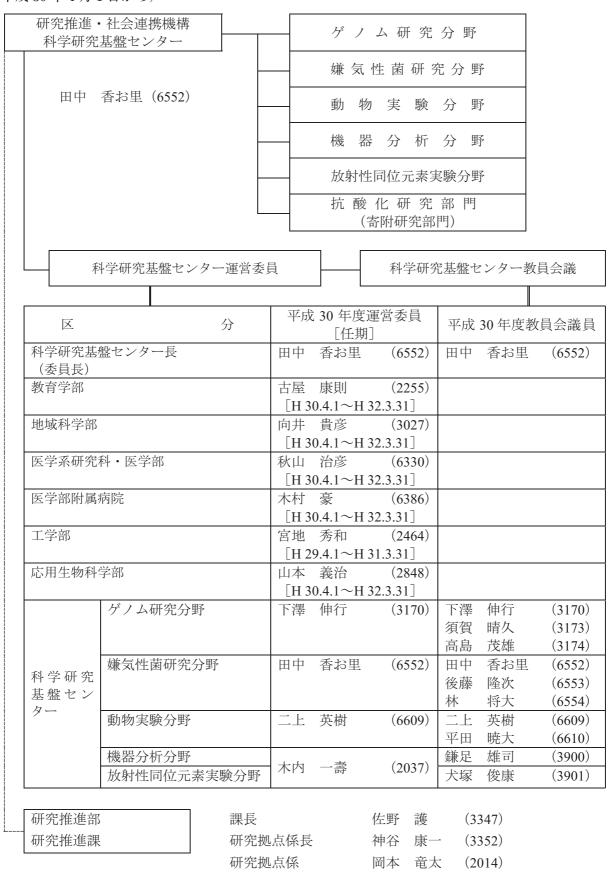
センター組織図()内は内線番号

(平成30年3月31日まで)



センター組織図()内は内線番号

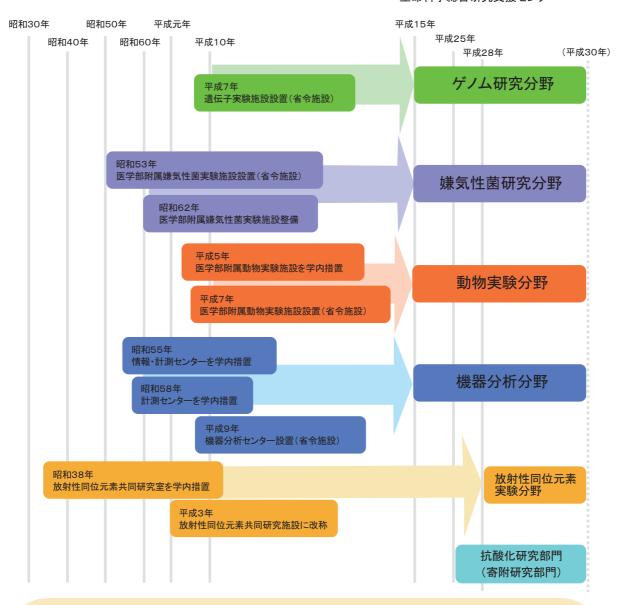
(平成30年4月1日から)



杉山 純子 (9693)

センター沿革

生命科学総合研究支援センター



平成15年

- ・生命科学総合実験センター設置 ゲノム研究分野、嫌気性菌実験分野、動物実験分野、 機器分析分野の4分野を設置
- •放射性同位元素共同研究施設と遺伝子実験施設を統合し ゲノム研究分野へ
- ・初代センター長に渡邉邦友教授が就任 平成17年
- ・生命科学総合研究支援センターへ改称
- 嫌気性菌実験分野を嫌気性菌研究分野へ改称
- ・ゲノム研究分野放射性同位元素管理室に改称し、 柳戸施設と医学施設の2施設稼働
- 平成18年
- ・2代センター長に下澤伸行教授が就任 平成22年
- ・3代センター長に渡邉邦友教授が就任 平成23年
- •機器分析分野医学施設稼働 平成24年
- •4代センター長に下澤伸行教授が就任

平成25年

- ・放射性同位元素管理室に改称し、担当をゲノム研究分野から 嫌気性菌研究分野へ変更
- •寄附研究部門「抗酸化研究部門」設置(3年間)平成26年
- ・総合研究棟Ⅱ完成 平成27年

- ・機器分析分野医学施設を廃止し、一元化 平成28年
- ・5代センター長に田中香お里教授が就任
- ・RI 管理室医学施設を廃止し、一元化 放射性同位元素実験分野を設置

平成30年

・研究推進・社会連携機構 科学研究基盤センターへ改称予定

センター各分野 所在地

__ 0 __

平成29年度活動状況報告

生命科学総合研究支援センター教授会 第 158 回生命科学総合研究支援センター教授会 平成 29 年 4 月 26 日 (水)

- 議題(1) 平成29年度教員人事計画書について
 - (2) 平成29年度貢献度実績・自己評価表の変更について
 - (3) 機種選定委員会委員
 - (4) 寄附金の受入れ

第 159 回生命科学総合研究支援センター教授会 平成 29 年 5 月 25 日 (水)

- 議題(1) 受託研究の受入れ
 - (2) 寄付金の受入れ

第 160 回生命科学総合研究支援センター教授会 平成 29 年 6 月 28 日 (水)

- 議題(1) 共同研究の研究期間の変更について
 - (2) 共同研究の受入れ
 - (3) 研究員の受入れ

第 161 回生命科学総合研究支援センター教授会 平成 29 年 7 月 26 日 (水)

- 議題(1) 共同研究の受入れ
 - (2) 受託研究の受入れ
 - (3) 寄附金の受入れ

第 162 回生命科学総合研究支援センター教授会 平成 29 年 9 月 27 日 (水)

- 議題(1) 生命科学総合研究支援センター長候補 者選挙等について
 - (2) 特任教員の雇用
 - (3) 受託研究の受入れ
 - (4) 寄附金の受入れ

第 163 回生命科学総合研究支援センター教授会 平成 29 年 10 月 25 日 (水)

議題(1) 生命科学総合研究支援センター長候補 者選挙等について

第 164 回生命科学総合研究支援センター教授会 平成 29 年 11 月 22 日 (水)

議題(1) 寄附金の受入れ

第 165 回生命科学総合研究支援センター教授会

平成 29 年 12 月 27 日 (水)

議題(1) 客員教授の称号付与

- (2) 外国人研究者の受入れについて
- (3) 公開講座(11月19日)の実施報告書 及びアンケート結果
- (4) 寄附金の受入れ

第 166 回生命科学総合研究支援センター教授会 平成 30 年 1 月 24 日 (水)

- 議題(1) 平成30年度計画(素案)
 - (2) 研究生の受入れ
 - (3) 寄附金の受入れ

第 167 回生命科学総合研究支援センター教授会 平成 30 年 2 月 28 日 (水)

- 議題(1) 特別協力研究員の受入れ
 - (2) 共同研究の研究期間の変更

第 168 回生命科学総合研究支援センター教授会 平成 30 年 3 月 23 日 (金)

- 議題(1) 特別協力研究員の受入れ
 - (2) 岐阜大学研究推進・社会連携機構科学研究基盤センター細則の制定
 - (3) 岐阜大学研究推進・社会連携機構科学 研究基盤センター放射性同位元素実験 分野放射線障害予防規程の制定
 - (4) 岐阜大学研究推進・社会連携機構科学 研究基盤センター教員会議要項の制定
 - (5) 岐阜大学研究推進・社会連携機構科学 研究基盤センター運営委員会要項の制 定
 - (6) 岐阜大学生命科学総合研究支援センター教育職員選考細則の廃止
 - (7) 岐阜大学生命科学総合研究支援センター長候補者の推薦細則の廃止
 - (8) 平成30年度センター内の担当ロー テーション表
 - (9) 各種委員会委員

平成 29 年度支援状況

平成29年度登録グループ数

	教育	地域	医• 病院	ı	応用 生物	その 他*	学外
ゲノム研究分野	5	1	29	10	48	21	1
嫌気性菌研究分野	0	0	1	1	0	3	18
動物実験分野	1	0	43	2	25	9	10
機器分析分野	6	0	6	44	13	7	4
放射性同位元素実験分野	5	0	1	11	8	5	1

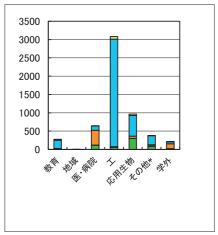
^{*}その他: 生命セ、流域、情報メディア、生命の鎖、連合創薬、連合農学など

100 90 80 70 60 50 40 30 20 10 0

平成29年度登録者数

	教育	地域	医• 病院	エ	応用 生物	その 他*	学外
ゲノム研究分野	19	4	117	57	304	86	2
嫌気性菌研究分野	0	0	2	12	0	6	18
動物実験分野	6	0	402	9	58	37	135
機器分析分野	224	0	120	2933	566	244	52
放射性同位元素実験分野	26	0	4	71	35	7	1

※その他: 生命セ、流域、情報メディア、生命の鎖、連合創薬、連合農学など 嫌気性菌研究分野は支援件数の総計であり重複有り

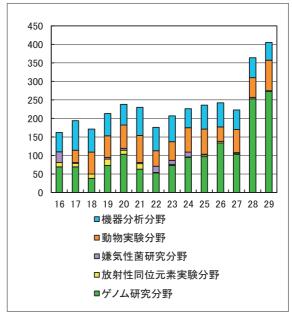


センターを利用して発表された論文(研究支援論文)数推移

		- HIII P			~ HIII F
年度	16	17	18	19	20
ゲノム研究分野	69	69	38	73	103
嫌気性菌研究分野	29	2	0	5	5
動物実験分野	0	33	59	58	63
機器分析分野	52	80	62	60	56
放射性同位元素実験分野	12	10	12	17	11

年度	21	22	23	24	25
ゲノム研究分野	63	53	73	95	97
嫌気性菌研究分野	3	17	11	13	2
動物実験分野	73	42	50	66	68
機器分析分野	76	63	70	51	65
放射性同位元素実験分野	15	1	3	1	4

年度	26	27	28	29
ゲノム研究分野	134	103	253	273
嫌気性菌研究分野	0	2	5	3
動物実験分野	39	62	53	82
機器分析分野	65	53	54	48
放射性同位元表宝融分照	1	3	1	2



岐阜大学

生命科学の扉を開く

~研究が皆さんの日常生活にもたらすもの~

生命科学研究から繋がる多彩な世界へ、岐阜大学の研究者がご案内します

- 財 平成29年 11月19日(日) 13:00~16:00
- 会場 岐阜大学サテライトキャンパス (JR岐阜駅前)
- 参加費 無料 (11月2日(木)までにお申込み下さい。)
- 定 員 36名 対象者 学生、一般市民

※定員になり次第締切らせていただきます。



―― プログラム -

講演

動物の遺伝子を組み換える 一遺伝子組換え動物の最近の話題ー

動物実験分野 二上 英樹

プラスチックに使われている化学物質

一我々にとって良いこと、悪いこと-

機器分析分野 村山 幸一

講演3

酸化ストレスを抑えて、 ガンを予防しましょう もしもガンになっても とことん戦って打ち勝とう

抗酸化研究部門 犬房 春彦

抗酸化研究部門 岡田直美

閉講式・修了証の授与

生命科学総合研究支援センター長 田中 香お里

主催: 岐阜大学生命科学総合研究支援センター

郵便・FAX・Eメールにて、住所・氏名・年齢・連絡先をお伝えください。申し込みされた方には、後日案内通知を送付します。

申込・問い合わせ先 〒501-1193 岐阜市柳戸1-1 岐阜大学研究推進部研究推進課

TEL:058-293-2014 FAX:058-293-3209 E-mail:gjai04004@ijm.gjfu-u.ac.jp

岐阜大学生命科学総合研究支援センター規程

平成 19 年 10 月 1 日 規程第 64 号

(趣旨)

第1条 この規程は、岐阜大学学則第11条第2項の規定に基づき、生命科学総合研究支援センター (以下「センター」という。) に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、国立大学法人岐阜大学(以下「本学」という。)の共同教育研究基盤施設として、生命科学に関連する先進的分野の教育研究を行うとともに放射性同位元素、実験動物、大型分析機器等の適切な管理を行うことにより、本学における生命科学分野の教育研究の総合的推進を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 センターに次の表の左欄に掲げる分野を置き、同表の右欄に掲げる業務を行う。

分 野	所 掌 業 務
ゲノム研究分野	ゲノム解析を中心とした生命科学分野における研究生体分子解析等の研究基盤整備及び研究支援その他生命科学研究に関すること。
嫌気性菌研究分野	 嫌気性菌感染症及び嫌気性菌症の診断、病因、治療、予防等に関する基礎的・臨床細菌学的研究 二 偏性嫌気性菌を中心とした微生物遺伝資源の系統保存 三 嫌気性菌感染症の診断支援、嫌気性菌の培養・分離・同定、嫌気性菌を用いた研究に関する支援 四 その他嫌気性菌実験に関すること。
動物実験分野	一 動物実験モデル及び実験用動物の開発研究,遺伝資源管理二 実験動物の飼育管理及び実験動物を用いた教育研究の支援三 その他動物実験に関すること。
機器分析分野	一 ナノスケールにおける新規分析技術の開発研究 二 生体試料及び機能性化合物の分子構造解析に関する研究支援 三 分析機器の維持管理及び分析技術の指導 四 その他機器分析に関すること。
放射性同位元素 実験分野	一 放射性同位元素の管理及び放射性同位元素を用いた教育研究の支援二 自然放射線,環境放射線に関する教育研究の支援三 その他放射性同位元素実験に関すること。

(職員)

- 第4条 センターに次の職員を置く。
 - 一 センター長
 - 二 専任の教育職員
 - 三 その他の職員
- (センター長の職務)
- 第5条 センター長は、センターの業務を掌理する。

(センター長候補者の推薦等)

第6条 国立大学法人法施行規則第10条に規定する,学部等教育研究上の重要な組織の長の任命に関し、学長が定める事項(平成26年11月20日学長裁定)に定めるセンター長の任免手続きに基

づく候補者の推薦等については、別に定める。

(専任の教育職員の選考)

第6条の2 第4条第2項に規定する専任の教育職員の選考については、別に定める。 (分野長)

- 第7条 各分野に分野長を置き、当該分野の専任の教授、准教授又は講師をもって充てる。
- 2 分野長は、センター長の命を受け、当該分野における業務を総括し、及び整理する。

(放射線取扱施設管理責任者)

第8条 放射線取扱施設に国立大学法人岐阜大学放射線障害防止管理規程第6条に規定する管理責任者を置き、センターの専任の教育職員をもって充てる。ただし、適任者が得られないときには、センター以外の教育職員をもって充てることができる。

(教授会)

- 第9条 センターに、生命科学総合研究支援センター教授会(以下「センター教授会」という。)を 置く。
- 2 センター教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

- 第10条 センターに、センターの共同利用に関する事項、センター長から諮問された事項等を審議するため、生命科学総合研究支援センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。
- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(機器分析分野協力員)

- 第11条 機器分析分野に、当該分野の業務に協力し、利用及び分析技術の研究、開発等を行うため、機器分析分野協力員を置くことができる。
- 2 機器分析分野協力員は、本学の専任の教育職員をもって充てる。
- 3 前項に規定するもののほか、機器分析分野協力員に関し必要な事項は、別に定める。

(帝務)

第12条 センターに関する庶務は、学術国際部研究支援課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、センター教授会の意見を聴いて、センター長が定める。

附則

- 1 この規程は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 岐阜大学生命科学総合研究支援センター規則(平成16年岐阜大学規則第158号)は、廃止する。

附則

この規程は、平成21年5月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年7月19日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

岐阜大学生命科学総合研究支援センター運営委員会細則

平成 19 年 10 月 1 日 細則第 67 号

(趣旨)

- 第1条 この細則は、岐阜大学生命科学総合研究支援センター規程第10条第2項の規定に基づき、 生命科学総合研究支援センター(以下「センター」という。)に置く生命科学総合研究支援センター 運営委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。 (審議事項)
- 第2条 委員会は、センターに関する次の各号に掲げる事項を審議する。
 - 一 共同利用に関すること。
 - 二 実験施設等の利用に係る安全管理に関すること。
 - 三 センター長から諮問された事項
 - 四 その他委員会が必要と認める事項

(組織)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - 一 センター長
 - 二 センターの各分野の長及び放射線取扱施設管理責任者
 - 三 各学部(医学部を除く。)から選出された教育職員 各1人
 - 四 医学系研究科・医学部から選出された教育職員 1人
 - 五 医学部附属病院から選出された教育職員 1人
 - 六 その他委員会が必要と認める者
- 2 前項第6号に規定する委員には、外部有識者を含めることができる。
- 3 第1項第3号から第6号までに規定する委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第3号から第6号までに規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、センター長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。 (会議)
- 第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 2 議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (委員以外の者の出席)
- 第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。 (専門部会)
- 第8条 委員会は、必要に応じ、特定の事項を審議するため、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。
- 第9条 委員会は、その定めるところにより、専門部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会の意見を聴いて、センター長が定める。

附則

- 1 この細則は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 岐阜大学生命科学総合研究支援センター運営委員会規則(平成 16 年岐阜大学規則第 160 号)は、 廃止する。

附則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

岐阜大学生命科学総合研究支援センター教授会細則

平成 19 年 10 月 1 日 細則第 66 号

(趣旨)

第1条 この細則は、岐阜大学生命科学総合研究支援センター規程第9条第2項の規定に基づき、生命科学総合研究支援センター(以下「センター」という。)に置く生命科学総合研究支援センター教授会(以下「センター教授会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

- 第2条 センター教授会は、次の各号に掲げる事項について審議する。
 - ー 中期計画及び年度計画に関する事項(国立大学法人岐阜大学の経営に関するものを除く。)
 - 二 センター長候補者の推薦に関する事項
 - 三 教育職員の教育研究業績の審査に関する事項
 - 四 教育研究戦略、教育研究方法及び教育研究組織に関する事項
 - 五 予算配分及び決算に関する事項
 - 六 その他教育、研究及び業務に関する重要事項
- 2 センター教授会は、前項に規定するもののほか、学長及びセンター長(以下この項において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、 意見を述べることができる。
- 3 センター教授会は、学長に対し、センター長の解任及び大学運営に関して意見を述べることができる。

(組織)

- 第3条 センター教授会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - 一 センター長
 - 二 センターに所属する専任の教育職員

(議長)

- 第4条 センター長は、センター教授会を主宰し、その議長となる。
- 2 センター長に事故があるときは、センター長があらかじめ指名する教授がその職務を代理する。 (会議)
- 第5条 センター教授会は、その構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 2 議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 ただし、教育職員の教育研究業績の審査に関する事項についての議決は、出席者の3分の2以上の 同意を要する。

(構成員以外の者の出席)

第6条 放射線取扱施設管理責任者がセンター以外の教育職員の場合は、その者は、センター教授会 に出席し、意見を述べることができる。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、センター教授会の運営その他に関する事項は、センター教授会の意見を聴いて、センター長が定める。

附則

この細則は、平成19年10月1日から施行する。

附目

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

岐阜大学研究推進・社会連携機構規程

平成 24 年 8 月 1 日 規程第 54 号

(趣旨)

第1条 この規程は、岐阜大学学則第14条の2第2項の規定に基づき、研究推進・社会連携機構(以下「研究機構」という。) に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

- 第2条 研究機構は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 研究の推進に関すること。
 - 二 教育研究活動への支援に関すること。
 - 三 知的財産の管理等に関すること。
 - 四 産学連携及び地域連携の推進に関すること。
 - 五 その他研究機構の目的を達成するために必要な事項

(職員)

- 第3条 研究機構に、研究推進・社会連携機構長(以下「機構長」という。)の他に次の職員を置く。
 - 一 副機構長
 - 二 専任の教育職員
 - 三 兼任の教育職員
 - 四 その他の職員

(副機構長)

- 第4条 副機構長は、岐阜大学(以下「本学」という。)の教育職員のうちから、機構長の推薦に基づき、学長が任命する。
- 2 副機構長は、機構長の業務を補佐し、機構長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 副機構長の任期は、機構長の定める期間とする。

(組織構成)

- 第5条 機構は、次の区分により組織を構成する。
 - 一 運営組織
 - 二 研究支援組織
 - 三 研究拠点
 - 四 プロジェクト研究センター

(研究推進戦略会議)

- 第6条 研究機構に、全学的な視野から学術研究及び産学連携のビジョンや戦略等に関し、機構長の 諮問に応じて助言又は提言を行うため、研究推進戦略会議を置く。
- 2 研究推進戦略会議に関し必要な事項は、別に定める。

(アドバイザリーボード)

- 第7条 研究機構に、国内外の動向からみた岐阜大学の研究活動及び地域との連携活動の状況を評価 し、助言又は提言を行うため、外部有識者を構成員とするアドバイザリーボードを置く。
- 2 アドバイザリーボードに関し必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

- 第8条 研究機構に、研究機構の管理運営に関する事項を審議するため、運営委員会を置く。
- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(運営組織)

- 第9条 研究機構に、第5条第1号に規定する運営組織として、次の本部を置く。
 - 一 研究推進本部
 - 二 産官学連携推進本部

(研究推進本部)

- 第9条の2 前条第1号に規定する研究推進本部に本部長を置き、副機構長をもって充てる。
- 2 前項に規定するもののほか、研究推進本部に関し必要な事項は、別に定める。 (産官学連携推進本部)
- 第9条の3 第9条第2号に規定する産官学連携推進本部に本部長を置く。
- 2 本部長は、本学の教育職員のうちから、学長が任命する。
- 3 本部長の任期は、学長の定める期間とする。
- 4 前各項に規定するもののほか、産官学連携推進本部に関し必要な事項は、別に定める。

(研究支援組織)

- 第10条 研究機構に、第5条第2号に規定する研究支援組織として、研究推進支援拠点を置き、次のセンターを置く。
- 一 科学研究基盤センター
- 二 共用推進支援センター
- 2 研究推進支援拠点に拠点長を置き、当該拠点の業務を総括する。
- 3 拠点長は、本学の教育職員のうちから機構長が推薦し、学長が任命する。
- 4 拠点長の任期は、機構長の定める期間とする。
- 5 前4項に規定するもののほか, 研究推進支援拠点及びセンターに関し必要な事項は, 別に定める。 (研究拠点)
- 第10条の2 研究機構に, 第5条第3号に規定する研究拠点として, 次の左欄に掲げる研究拠点を 置き, 当該研究拠点に右欄に掲げるセンターを置く。

研究拠点	センター
生命科学分野研究拠点	生命の鎖統合研究センター
環境科学分野研究拠点	地方創生エネルギーシステム研究センター
ものづくり分野研究拠点	地域連携スマート金型技術研究センター Gu コンポジット研究センター

- 2 前項に規定する拠点に拠点長を置き、当該拠点の業務を総括する。
- 3 拠点長は、本学の教育職員のうちから機構長が推薦し、学長が任命する。
- 4 拠点長の任期は、機構長の定める期間とする。
- 5 前4項に規定するもののほか、研究拠点及びセンターに関し必要な事項は、別に定める。 (プロジェクト研究センター)
- 第10条の3 研究機構に第5条第4号に規定するプロジェクト研究センターとして、次のセンター を置く。
 - 一 地域減災研究センター
 - 二 微生物遺伝資源保存センター
- 2 プロジェクト研究センターに関し必要な事項は、別に定める。

(連携)

第11条 研究機構は、研究支援の充実及び地域連携の強化・拡大を図るため、地域協学センターと 連携するものとする。

(専任の教育職員)

第12条 第3条第2号に規定する専任の教育職員の選考については、別に定める。

(兼任の教育職員)

第13条 第3条第3号に規定する兼任の教育職員に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第14条 研究機構に関する庶務は、研究推進部研究推進課及び社会連携課において処理する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、研究機構に関し必要な事項は、機構長が定める。

附則

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年6月4日から施行し、平成26年5月1日から適用する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附具

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

岐阜大学研究推進・社会連携機構科学研究基盤センター細則

平成 30 年 4 月 1 日 細則第 54 号

(趣旨)

第1条 この細則は、岐阜大学研究推進・社会連携機構規程第10条第5項の規定に基づき、科学研究基盤センター(以下「センター」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。 (目的)

第2条 センターは、国立大学法人岐阜大学(以下「本学」という。)の共同教育研究基盤施設として、生命科学に関連する先進的分野の教育研究を行うとともに放射性同位元素、実験動物、大型分析機器等の適切な管理を行うことにより、本学における生命科学分野の教育研究の総合的推進を図ることを目的とする。

(組織)

- 第3条 センターに次の各号に掲げる部門を置き、当該各号に掲げる業務を行う。
 - 一 基盤研究支援部門 研究基盤組織としての研究支援
 - 二 先端研究推進支援部門 センターの設備及び施設を介した先端研究の推進・支援
- 2 センターに次の表の左欄に掲げる分野を置き、同表の右欄に掲げる業務を行う。

分 野	所 掌 業 務
ゲノム研究分野	ゲノム解析を中心とした生命科学分野における研究生体分子解析等の研究基盤整備及び研究支援その他生命科学研究に関すること。
嫌気性菌研究分野	 嫌気性菌感染症及び嫌気性菌症の診断、病因、治療、予防等に関する基礎的・臨床細菌学的研究 二 偏性嫌気性菌を中心とした微生物遺伝資源の系統保存 三 嫌気性菌感染症の診断支援、嫌気性菌の培養・分離・同定、嫌気性菌を用いた研究に関する支援 四 その他嫌気性菌実験に関すること。
動物実験分野	一 動物実験モデル及び実験用動物の開発研究,遺伝資源管理二 実験動物の飼育管理及び実験動物を用いた教育研究の支援三 その他動物実験に関すること。
機器分析分野	一 ナノスケールにおける新規分析技術の開発研究二 生体試料及び機能性化合物の分子構造解析に関する研究支援三 分析機器の維持管理及び分析技術の指導四 その他機器分析に関すること。
放射性同位元素実験分野	一 放射性同位元素の管理及び放射性同位元素を用いた教育研究の支援二 自然放射線,環境放射線に関する教育研究の支援三 その他放射性同位元素実験に関すること。

(職員)

- 第4条 センターに次の職員を置く。
 - 一 センター長
 - 二 専任の教育職員
 - 三 その他の職員

(センター長の職務)

第5条 センター長は、センターの業務を掌理する。

(センター長)

- 第6条 センター長は、専任の教育職員による互選により選定し、学長が任免する。 (専任の教育職員の選考)
- 第7条 第4条第2号に規定する専任の教育職員の選考については、別に定める。 (分野長)
- 第8条 各分野に分野長を置き、当該分野の専任の教授、准教授又は講師をもって充てる。
- 2 分野長は、センター長の命を受け、当該分野における業務を総括し、及び整理する。 (放射線取扱施設管理責任者)
- 第9条 放射線取扱施設に国立大学法人岐阜大学放射線障害防止管理規程第6条に規定する管理責任者を置き、センターの専任の教育職員をもって充てる。ただし、適任者が得られないときには、センター以外の教育職員をもって充てることができる。

(教員会議)

第10条 センターに、科学研究基盤センター教員会議(以下「センター教員会議」という。)を置く。 2 センター教員会議に関し必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

- 第11条 センターに、センターの共同利用に関する事項、センター長から諮問された事項等を審議 するため、科学研究基盤センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。
- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(機器分析分野協力員)

- 第12条 機器分析分野に, 当該分野の業務に協力し, 利用及び分析技術の研究, 開発等を行うため, 機器分析分野協力員を置くことができる。
- 2 機器分析分野協力員は、本学の専任の教育職員をもって充てる。
- 3 前項に規定するもののほか、機器分析分野協力員に関し必要な事項は、別に定める。(庶務)
- 第13条 センターに関する庶務は、研究推進部研究推進課において処理する。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、センター教員会議の意見を 聴いて、センター長が定める。

附則

- 1 この細則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 岐阜大学生命科学総合研究支援センター規程(平成19年規程第64号)は、廃止する。

岐阜大学研究推進・社会連携機構科学研究基盤センター運営委員会要項

平成30年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要項は、岐阜大学研究推進・社会連携機構科学研究基盤センター細則第11条第2項の 規定に基づき、科学研究基盤センター(以下「センター」という。)に置く科学研究基盤センター 運営委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、センターに関する次の各号に掲げる事項を審議する。
 - 一 共同利用に関すること。
 - 二 実験施設等の利用に係る安全管理に関すること。
 - 三 センター長から諮問された事項
 - 四 その他委員会が必要と認める事項

(組織)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - 一 センター長
 - 二 センターの各分野の長及び放射線取扱施設管理責任者
 - 三 各学部 (医学部を除く。) から選出された教育職員 各1人
 - 四 医学系研究科・医学部から選出された教育職員 1人
 - 五 医学部附属病院から選出された教育職員 1人
 - 六 その他委員会が必要と認める者
- 2 前項第6号に規定する委員には、外部有識者を含めることができる。
- 3 第1項第3号から第6号までに規定する委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第3号から第6号までに規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、センター長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 2 議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (委員以外の者の出席)
- 第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。 (専門部会)
- 第8条 委員会は、必要に応じ、特定の事項を審議するため、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。
- 第9条 委員会は、その定めるところにより、専門部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会の意見を聴いて、センター長が定める。

附則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

岐阜大学研究推進・社会連携機構科学研究基盤センター教員会議要項

平成30年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要項は、岐阜大学研究推進・社会連携機構科学研究基盤センター細則第10条第2項の 規定に基づき、科学研究基盤センター(以下「センター」という。)に置く科学研究基盤センター 教員会議(以下「教員会議」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

- 第2条 教員会議は、センターに関する次の各号に掲げる事項について審議する。
 - ー センター長候補者の選考に関する事項
 - 二 教育職員の教育研究業績の審査に関する事項
 - 三 教育研究戦略,教育研究方法及び教育研究組織に関する事項
 - 四 予算配分及び決算に関する事項
 - 五 その他教育、研究及び業務に関する重要事項

(組織)

- 第3条 教員会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - 一 センター長
 - 二 センターに所属する専任の教育職員

(議長)

- 第4条 センター長は、教員会議を主宰し、その議長となる。
- 2 センター長に事故があるときは、センター長があらかじめ指名する教授がその職務を代理する。 (会議)
- 第5条 教員会議は、その構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 2 議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 ただし、教育職員の教育研究業績の審査に関する事項についての議決は、出席者の3分の2以上の 同意を要する。

(構成員以外の者の出席)

第6条 放射線取扱施設管理責任者がセンター以外の教育職員の場合は、その者は、教員会議に出席 し、意見を述べることができる。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、教員会議の運営その他に関する事項は、教員会議の意見を聴いて、センター長が定める。

附則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。